

介護サービス事業者のための 運営の手引き

【令和 6 年度版】

福祉用具貸与
介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売
特定介護予防福祉用具販売

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。
この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されます
ので、常に最新情報を入手するようにしてください。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

目 次

項目	頁
I 基準の性格、基本方針等	3
II 人員基準について	5
III 設備基準について	5
IV 運営基準について	
1 サービス提供開始の前に	
（1）内容及び手続の説明及び同意	6
（2）提供拒否の禁止	7
（3）サービス提供困難時の対応	7
（4）受給資格等の確認	8
（5）要介護認定の申請に係る援助	8
2 サービス提供開始に当たって	
（1）指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売の基本取扱方針	8
（2）指定介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	8
（3）指定（介護予防）福祉用具貸与の具体的取扱方針	9
（4）特定（介護予防）福祉用具販売の具体的取扱方針	12
（5）心身の状況等の把握	15
（6）居宅介護支援事業者等との連携	15
（7）居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	15
（8）居宅サービス計画等の変更の援助	15
（9）（介護予防）福祉用具貸与計画・特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成	15
3 サービス提供時には	
（1）身分を証する書類の携行	21
（2）サービス提供の記録	21
（3）利用料等の受領	21
（4）保険給付の請求のための証明書の交付	22
（5）利用者に関する市町村への通知	22

項目	頁
4 事業所運営について	
（１）管理者の責務	2 3
（２）運営規程	2 3
（３）勤務体制の確保等	2 4
（４）業務継続計画の策定等	2 5
（５）適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門員の知識及び技能の向上等	2 6
（６）衛生管理等	2 6
（７）掲示及び目録の備え付け	2 9
（８）秘密保持等	2 9
（９）広告	3 0
（１０）居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止	3 0
（１１）苦情処理	3 0
（１２）地域との連携	3 1
（１３）事故発生時の対応	3 2
（１４）虐待の防止	3 7
（１５）会計の区分	3 9
（１６）記録の整備	3 9
（１７）電磁的記録等	4 0
V 名古屋市の独自基準について	
1 記録の保存期間の延長	4 2
2 暴力団の排除	4 2
VI 介護報酬の算定について	
1 貸与価格の上限設定等	4 3
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	4 3
3 業務継続計画未策定減算	4 4
4 要介護１の者等に係る福祉用具貸与費	4 5
5 複数の福祉用具を貸与する場合の価格	5 2
6 他のサービスとの関係	5 3
7 居宅介護福祉用具購入費支給限度額について	5 3
8 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められる場合	5 3

■手引きで使用する運営基準等に関する表記■

自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、法令による義務付けや枠付けを見直すことを目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、介護保険法、社会福祉法及び老人福祉法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた介護サービス等に係る「人員・設備及び運営に関する基準」を地方自治体の条例で定めることとされました。

本市では、これを受けて各介護サービス等に係る「人員・設備及び運営に関する基準」を定めた条例（以下、「基準条例」といいます。）を平成24年度に制定、平成25年4月1日から施行したところです。

これら本市が制定、施行した各介護サービスの「人員・設備及び運営に関する基準を定める条例」は、厚生労働省令で定められる基準を準用し、さらに本市独自の基準を盛り込んだものとなっています。

そのため、本手引きにおいて引用する条例、省令等の表記は、次のとおりとしています。

本市の各介護サービス等に係る 「人員・設備及び運営に関する基準条例」	本市条例が準用する厚生労働省令	手引きでの表記	
		条例を引用 する場合	厚生労働省令を 引用する場合
名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 【平成24年条例第73号】	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第37号】	居宅基準条例	居宅基準省令
名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 【平成24年条例第78号】	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 【平成18年厚生労働省令第35号】	介護予防 基準条例	介護予防 基準省令
名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例【平成24年条例第74号】	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 【平成18年厚生労働省令第34号】	地密基準条例	地密基準省令
名古屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 【平成24年条例第79号】	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 【平成18年厚生労働省令第36号】	地密予防 基準条例	地密予防 基準省令
名古屋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 【平成24年条例第72号】	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第46号】	特養条例	特養省令
名古屋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 【平成24年条例第75号】	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第39号】	特養基準条例	特養基準省令
名古屋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 【平成24年条例第76号】	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 【平成11年厚生省令第40号】	老健基準条例	老健基準省令

名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 【平成24年条例第77号】	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第41号】	療養型 基準条例	療養型基準省令
--	--	-------------	---------

また、本市条例が準用する厚生労働省令に関する解釈通知の表記は、次のとおりとしています。

厚生労働省令	解釈通知	手引きでの表記
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第37号】	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【平成11年老企第25号】	老企第25号
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 【平成18年厚生労働省令第35号】		
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 【平成18年厚生労働省令第34号】	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 【平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号】	老計発第0331004号等
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 【平成18年厚生労働省令第36号】		
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第46号】	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について 【平成12年老発第214号】	老発第214号
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第39号】	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について 【平成12年老企第43号】	老企第43号
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 【平成11年厚生省令第40号】	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 【平成12年老企第44号】	老企第44号
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第41号】	健康保険等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について 【平成12年老企第45号】	老企第45号

I 基準の性格、基本方針等

指定居宅サービスの事業の一般原則

居宅基準省令 第3条

- ◎ 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。
- ◎ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。
- ◎ 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。
- ◎ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければなりません。

基準省令の性格

老企第25号 第1

- ◎ 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

- 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、

①勧告

相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、

②公表

相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、

③命令

正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができます。

(③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示します)

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること)ができます。

- ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

① 次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

ア 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

イ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき

② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

- 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする、とされています。

- 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであるとされています。

◆ 福祉用具貸与（居宅基準省令：第193条）

指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（介護保険法（以下「法」という。）第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

◆ 介護予防福祉用具貸与（介護予防基準省令：第265条）

指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければなりません。

◆ 特定福祉用具販売（居宅基準省令：第207条）

指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

◆ 特定介護予防福祉用具販売（介護予防基準省令：第281条）

指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第13項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

Ⅱ 人員基準について

指定（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売における人員基準については、『指定申請の手引き』にてご確認ください。『指定申請の手引き』は、NAGOYAかいごネットの「事業所の新規指定申請について」のページからダウンロードしていただけます。

※NAGOYAかいごネット「事業所の新規指定申請について」のページ

(URL:<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/shisetsu/>)

Ⅲ 設備基準について

指定（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売における設備基準については、「Ⅱ 人員基準について」と同様に、『指定申請の手引き』にてご確認ください。

Ⅳ 運営基準について

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与で、内容が基本的に同じものは1つにまとめ、福祉用具貸与の文言で記載しています。介護予防福祉用具貸与については適宜読み替えてください。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売で、内容が基本的に同じものは1つにまとめ、特定福祉用具販売の文言で記載しています。特定介護予防福祉用具販売については適宜読み替えてください。

例:福祉用具貸与→介護予防福祉用具貸与、要介護→要支援、居宅介護支援→介護予防支援

1 サービス提供開始の前に

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(居宅基準省令：第205条、第216条（第8条準用） 介護予防基準省令：第276条、第289条（第49条の2準用）)

- ① 事業者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要などサービス選択に資すると認められる重要事項について、説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該サービスの提供開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

【ポイント】

重要事項を記した文書（＝重要事項説明書）に記載すべきことは、次のとおりです。

- ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業者番号、併設サービスなど)
- イ 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間
- ウ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- エ 通常の事業の実施地域
- オ 従業員の勤務体制
- カ 料金・加算の詳細
- キ 事故発生時の対応
- ク 苦情・相談体制(事業所担当者、保険者、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情相談窓口を記載)
- ケ その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項(研修、秘密保持など)

※ 重要事項を記した文書を説明した際は、内容を確認した旨及び交付したことがわかる旨の署名を得てください。

※ 重要事項説明書の内容と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

《電磁的方法について》

・事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下、「電磁的方法」という。）により提供することができます。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち（イ）又は（ロ）に掲げるもの

（「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）

（イ）事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

（ロ）事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあ

っては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

- ・イ及びロに掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。

- ・事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。

①上記イ又はロに規定する方法のうち事業者が使用するもの

②ファイルへの記録の方式

- ・文書又は電磁的方法による承諾を得た事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、利用申込者又はその家族が再び文書又は電磁的方法による承諾をした場合は、この限りではありません。

なお、実際のサービス提供開始についての同意は重要事項説明書の交付のほかに、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する点から、書面（契約書等）により内容を確認することが望ましいとされています。

(2) 提供拒否の禁止

(居宅基準省令：第205条、第216条(第9条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の3準用))

① 事業者は、正当な理由なく福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の提供を拒んではなりません。

② 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、ア) 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、イ) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合です。

(3) サービス提供困難時の対応

(居宅基準省令：第205条、第216条(第10条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の4準用))

① 事業者は、当該指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与（特定福祉用具販売）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなりません。

(4) 受給資格等の確認

(居宅基準省令：第205条、第216条(第11条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の5準用))

- ① 指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。
- ② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮して指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)を提供するよう努めなければなりません。

(5) 要介護認定の申請に係る援助

(居宅基準省令：第205条、第216条(第12条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の6準用))

- ① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。
- ② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければなりません。

2 サービス提供開始に当たって

(1) 指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売の基本取扱方針(居宅基準省令：第198条、216条(第198条準用))

- ① 指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ② 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与(販売)しなければなりません。
- ③ 事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針(介護予防基準省令：第277条、第290条)

- ① 指定介護予防福祉用具貸与(特定介護予防福祉用具販売)は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ② 指定介護予防福祉用具貸与(特定介護予防福祉用具販売)事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与(特定介護予防福祉用具販売)の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- ③ 指定介護予防福祉用具貸与(特定介護予防福祉用具販売)事業者は、指定介護予防福祉用具貸与(特定介護予防福祉用具販売)の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- ④ 指定介護予防福祉用具貸与(特定介護予防福祉用具販売)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

【ポイント】

・サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供を行わないよう配慮してください。

(3) 指定(介護予防)福祉用具貸与の具体的取扱方針

次の手続きについては、原則有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

○ 福祉用具貸与(居宅基準省令：第199条)

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得なくてはなりません。
②選択制の対象福祉用具の提供 →貸与と販売の選択制について説明 →提案	法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行います。
③点検	福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
④調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(取扱説明書)を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※電動車いすや移動用リフト等	特に、電動車いすや移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明してください。
※自動排泄処理装置等	また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明してください。
⑤使用状況の確認 【随時】 →使用方法指導 →修理	福祉用具貸与の提供に当たっては、随時、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。
※自動排泄処理装置等	特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。
※修理 →点検	なお、修理については、専門的な技術を有する者に行わせても構いませんが、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。
⑥身体的拘束等の禁止	福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

⑦ 身体的拘束等を行う 場合 →記録	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。
⑧ ケアプランへの 位置付け →サービス担当者会議 【必要に応じて随時】	居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置付けられる場合には、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時開催される「サービス担当者会議」でその必要性について検討し、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければなりません。
⑨ 情報提供	福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとし、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとします。

【国Q & A】平成30年4月改定関係Q & A（vol. 1）

- Q 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。
- A 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

【国Q & A】令和6年4月改定関係Q & A（vol. 1）（令和6年3月15日）

（問99）

- Q 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

- A 貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

（問101）

- Q 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

- A 利用者の選択に当たって必要な情報としては、
- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
 - ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
 - ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
 - ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
 - ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
 - ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）等が考えられる。
- ※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）
- ・ 固定用スロープ：13.2ヶ月
 - ・ 歩行器：11.0ヶ月
 - ・ 単点杖：14.6ヶ月
 - ・ 多点杖：14.3ヶ月

（問102）

- Q 担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

- A 相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

(問103)

Q 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

A 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

(問104)

Q 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。

A 販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

(問105)

Q スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。

A 取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

【国Q&A】令和6年4月改定関係Q&A (Vol. 5) (令和6年4月30日)

(問5)

Q 選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。

A いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状態等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

(問6)

Q 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的な所見を取得することは可能か。

また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的な所見とすることは可能か。

A いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状態等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

(問7)

Q 選択制の検討・提案に当たって医学的な所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？

A 聴取の方法や様式に特段の定めはない。

○ 介護予防福祉用具貸与（介護予防基準省令：第278条）

①アセスメント →選定 →情報提供 →同意	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具貸与に係る同意を得なくてはなりません。
②計画に基づく サービス提供	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
③提供方法等の説明	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

④選択制の対象福祉用具の提供 →貸与と販売の選択制について説明 →提案	法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行います。
⑤点検	介護予防福祉用具貸与の貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
⑥調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(取扱説明書)を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※自動排泄処理装置等	自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明してください。
⑦使用状況の確認 【必要な場合】 →使用方法指導 →修理	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。
※自動排泄処理装置等	特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。
※修理 →点検	なお、修理については、専門的な技術を有する者に行わせても構いませんが、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。
⑧身体的拘束等の禁止	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
⑨身体的拘束等を行う場合 →記録	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。
⑩情報提供	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとし、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとし、

(4) 特定(介護予防)福祉用具販売の具体的取扱方針

○ 特定福祉用具販売(居宅基準省令：第214条)

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得なくてはなりません。
-------------------------------	---

②選択制の対象福祉用具の提供 →貸与と販売の選択制について説明 →提案	対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行います。
③点検	特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
④調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書(取扱説明書)を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品	特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等の注意事項を十分説明してください。
⑤使用状況の確認 【必要な場合】 →使用方法指導 →修理	対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとします。
⑥身体的拘束等の禁止	特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
⑦身体拘束等を行う場合 →記録	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。
⑧ケアプランへの位置付け →サービス担当者会議【必要に応じて随時】	居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、居宅サービス計画に特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時開催される「サービス担当者会議」を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の措置を講じなければなりません。

【国Q & A】令和6年4月改定関係Q & A (vol. 1) (令和6年3月15日)

(問98)

Q 特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。

A 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

【国Q & A】令和6年4月改定関係Q & A (Vol. 5) (令和6年4月30日)

(問9)

Q 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

A 今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。

また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の

影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

(問 10)

Q 選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。

A 利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。

○ 特定介護予防福祉用具販売（介護予防基準省令：第291条）

①アセスメント →選定 →情報提供 →同意	特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得なくてはなりません。
②計画に基づく サービス提供	特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
③選択制の対象福祉用具の提供 →貸与と販売の選択制について説明 →提案	対象福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。
④点検	特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
⑤調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書(取扱説明書)を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品	特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等の注意事項を十分説明してください。
⑥使用状況の確認 【必要な場合】 →使用方法指導 →修理	対象福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとします。
⑦身体的拘束等の禁止	特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
⑧身体的拘束等を行う場合 →記録	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。
⑨ケアプランへの位置付け →サービス担当者会議【必要に応じて随時】	介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時開催される「サービス担当者会議」を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の措置を講じなければなりません。

(5) 心身の状況等の把握

(居宅基準省令：第205条、第216条(第13条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の7準用))

- ① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

(6) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携

(居宅基準省令：第205条、第216条(第14条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の8準用))

- ① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。
- ② 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

(7) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

(居宅基準省令：第205条、第216条(第16条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の10準用))

- ① 事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければなりません。

(8) 居宅サービス計画等の変更の援助

(居宅基準省令：第205条、第216条(第17条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の11準用))

- ① 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

(9) (介護予防)福祉用具貸与計画・特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成

(居宅基準省令：第199条の2、第214条の2 介護予防基準省令：第278条の2、第292条)

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した(介護予防)福祉用具貸与計画・特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成します。
------------------	--

※貸与計画と販売計画の一体的作成	貸与と販売の両方の利用がある場合は、貸与計画と販売計画を一体のものとして作成してください。 ※過去に購入した用具でも継続して利用している間は計画に記載してください。
②居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービス計画作成	(介護予防)福祉用具貸与計画、特定(介護予防)福祉用具販売計画は、すでに居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合には、当該居宅サービス計画等の内容に沿って作成してください。
③説明 →同意	福祉用具専門相談員は、(介護予防)福祉用具貸与計画、特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した(介護予防)福祉用具貸与計画、特定(介護予防)福祉用具販売計画を利用者及び利用者に係る介護支援専門員に交付してください。
＜貸与のみ＞ ⑤モニタリング	福祉用具専門相談員は、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとします。ただし、対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、(介護予防)福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとします。
＜貸与のみ＞ ⑥モニタリングの結果を記録 →報告	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成した指定居宅介護支援(介護予防支援)事業者へ報告しなければなりません。
＜貸与のみ＞ ⑦計画変更【必要に応じて】	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該(介護予防)福祉用具貸与計画の変更を行うものとします。
＜貸与のみ＞ ⑧計画変更時の対応	⑦の計画変更を行った場合は、①から④までの手続きを行ってください。
⑨＜販売のみ＞ 目標の達成状況の確認	福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成後、当該特定(介護予防)福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとします。

※居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定(介護予防)福祉用具貸与事業者、特定(介護予防)福祉用具販売事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅サービス事業者から(介護予防)福祉用具貸与計画、特定(介護予防)福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めてください。

【国Q & A】平成24年度介護報酬の改定に関するQ & A

Q	福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。
A	指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。 これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。 ・ 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等) ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)

【参考】 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会公式ホームページ

<https://www.zfssk.com/index.php>

→ 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）作成ガイドライン」
（平成30年3月）

【国Q & A】 令和6年4月改定関係Q & A（vol. 1）（令和6年3月15日）

（問100）

Q 施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

A 施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。

【国Q & A】 令和6年4月改定関係Q & A（vol. 5）（令和6年4月30日）

（問3）

Q 福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。

A 福祉用具貸与計画における次回のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況やADLに著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられる。

（問4）

Q 福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握（モニタリング）の実施時期は、どのように検討すればよいのか。

A 利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADLの変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。

【福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成】

利用者状況の把握

利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境の把握(アセスメント)を行います。

■ポイント■

- ・ 利用者希望の把握、利用者の可能性の発見、隠れたニーズの把握をします。

課題(ニーズ)の特定

アセスメントに基づき、課題を特定します。

■ポイント■

- ・ 利用者の希望と課題(ニーズ)を区分します。

福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の作成

【記載すべき事項】

- ① 計画書の作成氏名、作成年月日
- ② 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等)
- ③ 福祉用具が必要な理由
- ④ 福祉用具の利用目標
- ⑤ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ⑥ モニタリングを行う時期(福祉用具貸与のみ)
- ⑦ その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常衛生管理に関する留意点等)

■ポイント■

- ・ 福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画は特定福祉用具販売(福祉用具貸与)の利用がある場合は、貸与と販売の計画を一体的に作成します。
- ・ 居宅サービス計画に沿って作成します。

利用者への福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の原案の説明、同意

計画を作成・変更する場合、原案を利用者又は家族に説明し、文書等により利用者の同意を得ます。

福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の交付

決定したら、福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画を利用者及び利用者に係る介護支援専門員に交付します。

【福祉用具貸与の場合】

福祉用具貸与計画の評価・見直し

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとします。ただし、対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとします。

モニタリングの結果を記録、居宅介護支援事業者へ報告

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告しなければなりません。モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとします。

特定福祉用具販売計画の目標の達成状況の確認

【特定福祉用具販売の場合】

対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとします。

※目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとします。

【居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携】

提供前

情報収集

※サービス担当者会議

・福祉用具サービスに関する利用者・家族の希望の聴取

軽度者への貸与 P45～51参照

提供時

利用者状況の把握（アセスメント）

福祉用具貸与計画の作成
特定福祉用具販売計画の作成

利用者及び家族への説明・同意・交付
福祉用具貸与計画については、介護支援専門員にも交付

サービス提供
適合・使用方法の説明等

＜貸与の場合＞

実施状況の把握（モニタリング）

（計画の実施状況の把握、使用状況の確認）

・福祉用具貸与計画に記載した時期
・対象福祉用具はサービス提供の開始時から
6月以内

必要に応じ

情報提供（介護支援専門員へ報告）

※サービス担当者会議

開催時期：必要に応じて随時
（更新・利用者の状態の変化）

参加者：介護支援専門員、福祉用具専門相談員、
他のサービス担当者（居宅サービス事業所）

サービス継続

計画の見直し

サービス終了
記録の保管

計画を変更

＜販売の場合＞

・対象福祉用具は、計画の作成後、少なくとも
1回、計画に記載した目標の達成状況の確認を
行う

継続・終了時

居宅サービス計画の原案

居宅介護支援事業所（介護支援専門員）

居宅サービス計画

他のサービス事業所

3 サービス提供時には

(1) 身分を証する書類の携行

(居宅基準省令：第205条、第216条(第18条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第49条の12準用))

- ① 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければなりません。

【ポイント】

- ・事業所名、氏名等が記載された名札等を携行してください。写真の貼付や職能の記載があるものが望ましいとされています。

(2) サービスの提供の記録

(居宅基準省令：第205条(第19条準用)、第211条 介護予防基準省令：第276条(第49条の13準用)、第285条)

- ① 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、保険給付の額その他必要な事項を記録しなければなりません。
- ② 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

【ポイント】

- ・サービス提供の記録は、利用者へのサービス提供完了の日から5年間保存する必要があります。
- ・サービス提供の記録は介護報酬請求の根拠となる書類です。記録に不備がある場合、報酬返還になることがあります。

(3) 利用料等の受領

(居宅基準省令：第197条、第212条 介護予防基準省令：第269条、第286条)

【貸与の場合】

- 法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者負担として、1割～3割相当額の支払いを受けなければなりません。
 - 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者から支払われる利用料の額と、介護保険内の利用料との間に、不合理な差額を生じないようにしなければなりません。
 - あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にも関わらず、正当な理由なく支払いに応じない場合は、当該貸与している福祉用具を回収すること等により、指定福祉用具貸与の提供を中止することができます。
- ※ 指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、利用者から前払いにより数ヶ月分の利用料を徴収することも可能ですが、この場合であっても、要介護認定の有効期間を超える分については、利用料を徴収してはいけません。

【販売の場合】

- 現に特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けます。

【共通事項】

- ① 次の費用の額の支払を利用者から受けることができます。

- ・ 実施地域外の交通費
- ・ 搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用

※搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になるなど特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

これらの費用のほかに、利用者から支払いを受けることができるものとして、介護給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認められません。

- ② ①の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

<領収書>

利用者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

【ポイント】

- ・ 請求書は、利用者が支払う費用等の内訳がわかるように区分してください。

（４）保険給付の請求のための証明書の交付

（居宅基準省令：第２０５条（第２１条準用）、第２１３条 介護予防基準省令：第２７６条（第５０条の２用）、第２８７条）

【貸与の場合】

償還払を選択している利用者から費用の支払い(10割全額)を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。

【販売の場合】

特定福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければなりません。

- ① 当該指定特定福祉用具販売事業所名称
- ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- ③ 領収書
- ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

（５）利用者に関する市町村への通知

（居宅基準省令：第２０５条、第２１６条（第２６条準用） 介護予防基準省令：第２７６条、第２８９条（第５０条の３準用））

利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

- ア 正当な理由なしに福祉用具貸与（販売）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

4 事業所運営について

(1) 管理者の責務

(居宅基準省令：第205条(第52条準用))

- ① 管理者は、従業者の管理及び福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとします。
- ② 管理者は、従業者に基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとします。

【ポイント】

・全従業者の勤怠管理について、タイムカード、出勤簿等で出勤状況の管理を行う必要があります。

(2) 運営規程

(居宅基準省令：第200条、216条(200条準用) 介護予防基準省令：第270条、第289条(第270条準用))

- ① 事業者は、指定福祉用具貸与（福祉用具販売）事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかねばなりません。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 営業日及び営業時間

エ サービスの提供方法、取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）その他の費用の額

オ 通常の事業の実施地域

カ 虐待の防止のための措置に関する事項

キ その他運営に関する重要事項

【ポイント】

- ・運営規程の記載内容に変更があった場合には、その都度変更を行い、運営規程は最新の情報が記載されている必要があります。
- ・「イ」の従業者の「員数」は、規程を定めるに当たっては、居宅基準省令第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。
- ・「オ」の通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。
- ・「カ」の虐待の防止のための措置に関する事項は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。

※福祉用具貸与の場合は、福祉用具の消毒の方法について規定してください。委託消毒の場合は、委託先法人名、事業所名、事業所所在地、委託の範囲を記載してください。

※事業所に取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備えなければなりません。

(3) 勤務体制の確保等

(居宅基準省令：第205条、第216条(第101条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第120条の2準用))

- ① 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかねばなりません。
- ② 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められています。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保してください。
- ③ 適切な指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

【ポイント】

- ・勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)が勤務表等により明確にされている必要があります。また、勤務表は毎月作成する必要があります。
- ・③は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な施策並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであります、特に留意されたい内容は以下のとおりです。

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元

年法律第24号) 附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業者の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ(事業主が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理者・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。これらマニュアル等は、厚生労働省HPに掲載されているので、参考にしてください。

(4) 業務継続計画の策定等

(**居宅基準省令：第205条、216条(第205条準用)** **介護予防基準省令第276条、289条(第53条の2の2準用)**)

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。
- ② 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければなりません。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ってください。

【ポイント】

- ・事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、福祉用具相談員に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければなりません。
- ・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。
- ・感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。

- ・業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

- ・研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。
- ・職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録する必要があります。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。
- ・訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるように、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施することが必要です。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

（５）適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門員の知識及び技能の向上等

（居宅基準省令：第201条、第216条（第201条準用） 介護予防基準省令：第271条、第289条（第271条準用））

- ① 福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、新しいものが開発されるとともに要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員に、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。
- ② 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。

(6) 衛生管理等

(居宅基準省令：第203条、第216条(第31条準用) 介護予防基準省令：第273条)

- ① 指定福祉用具貸与事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。
- ② 指定福祉用具貸与事業所は、回収した福祉用具を、その種類、材質等から適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、消毒済み福祉用具と未消毒の福祉用具を区分して保管しなければなりません。
また、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を標準作業書を作成し、これに従い、消毒種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法で消毒を行うものとします。
- ③ 自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要なとされる衛生管理(分解洗浄、部品交換、動作確認等)が確実に実施されるよう、特に留意することが必要です。
- ④ 指定福祉用具貸与事業所は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができますが、この場合、委託等の契約内容(※)において、保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければなりません。

● 委託等の契約には、次のア～キに掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。

ア 委託等の範囲

イ 委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ウ 受託者等の従業員により当該委託等がなされた業務(以下「委託等業務」という)が適切に行われたことを、福祉用具貸与事業者が、定期的に確認できる旨

エ 福祉用具貸与事業者が委託等業務に関し受託者等に指示を行い得る旨

オ 福祉用具貸与事業者が業務改善の必要性を認め、所要の措置を講じるよう、エの指示を行った場合に当該措置が講じられたことを、福祉用具貸与事業者が確認する旨

カ 委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在

キ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

● 契約内容のうち、ウとオの確認の結果の記録を作成し、2年間保存しなければなりません。また、エの指示は、文書により行わなければなりません。

⑤ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければなりません。

⑥ 事業者は、当該指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

・当該指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要です。

・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。

・感染対策委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員

会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する必要があります。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- ・当該指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。
- ・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。
- ・それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

ウ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

- ・福祉用具専門相談員に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。
- ・職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。
- ・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。
- ・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

【ポイント】

- ・衛生管理マニュアル等を作成し、従業者に周知してください。
- ・労働安全衛生法に基づき、雇入時及び年1回の健康診断を実施してください。（夜勤等に従事する特定業務従事者に対しては6ヶ月以内ごとに1回の実施が定められています。）
- ・⑥の講ずべき措置については、各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

(7) 掲示及び目録の備え付け

(居宅基準省令：第204条、第216条(第204条準用) 介護予防基準省令：第274条、第289条(第274条準用))

- ① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料、苦情処理の概要等)を掲示しなければなりません。
- ② 事業者は、重要事項を記載した書面を当該事業所に備えつけ、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。
- ③ 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなりません。
(※重要事項のウェブサイトへの掲載は、令和7年4月1日より適用)
- ④ また、利用者の選択に資するため、事業所にその取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料(販売費用の額)その他必要事項が記載された目録等を備え付けなければなりません。

【ポイント】

- ・事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。
- ・福祉用具専門相談員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、福祉用具専門相談員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。
- ・重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。

(8) 秘密保持等

(居宅基準省令：第205条、第216条(第33条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第53条の5準用))

- ① 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。
- ② 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかねばなりません。

【ポイント】

- ・②の「必要な措置」とは、従業者が退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、雇用時に従業者に文書にて誓約させること、あるいは違約金等について定めておくなどの措置を講ずることです。
- ・③の同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。
- ・個人情報等の機密情報は鍵のかかる書棚に保管するなど取扱いに十分配慮してください。また、持ち出し時も車内放置による紛失等に十分に注意してください。
- ・厚生労働分野における個人情報の具体的な取扱いについては、厚生労働省からガイドラインを提示していますので確認し適切に取り扱ってください。
- ・厚生労働分野における個人情報の具体的な取扱いについては、厚生労働省からガイド

ラインを提示していますので確認し適切に取り扱ってください。
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>)

(9) 広告

(居宅基準省令：第205条、第216条(第34条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第53条の6準用))

- ① 指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。

(10) 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止

(居宅基準省令：第205条、第216条(第35条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第53条の7準用))

- ① 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

(11) 苦情処理

(居宅基準省令：第205条、第216条(第36条準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第53条の8準用))

- ① 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じてください。
- ② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。
- ③ 市や国保連から苦情に係る調査・報告等を求められた場合は、協力するとともに、指導や助言を受けた場合には、適切に対応しなければなりません。

【ポイント】

- ・ ①の「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置するほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、これを文書(重要事項説明書等)に記載し、利用者又はその家族にサービスの内容を説明するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等です。
- ・ 苦情があった場合は以下のように対応してください。
 - 《 事業所に苦情があった場合 》
 - ・ 組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、苦情の内容などを記録しなければなりません。(その記録は、2年間保存しておく必要があります)

ます。)

- ・ 苦情は事業者にとってサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。

《 国民健康保険団体連合会への協力等 》

- ・ 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置づけられている国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、当該連合会から指導や助言を受けた場合には、その指導又は助言に従って必要な改善を行う必要があります。
- ・ また、当該連合会から求めのあった場合には、その改善内容について報告しなければなりません。

《 市への協力等 》

苦情処理機関としての国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ保険者である市が苦情に対応する必要があることから、次の対応が求められます。

- ・ 介護保険法第23条の規定に基づき市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めがあった場合、市の職員からの質問若しくは照会があった場合には、これに応じる必要があります。
- ・ また、市の行う利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、その指導又は助言に従って必要な改善を行う必要があります。

(12) 地域との連携

(居宅基準省令：第205条、第216条(第36条の2準用) 介護予防基準省令：第276条、第289条(第53条の9準用))

- ① 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなりません。
- ② 事業者は、指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めなければなりません。

【ポイント】

- ・ 「市長村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。
- ・ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、居宅基準省令第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければなりません。

(1 3) 事故発生時の対応

(居宅基準省令：第 2 0 5 条、第 2 1 6 条 (第 3 7 条準用) 介護予防基準省令：第 2 7 6 条、第 2 8 9 条 (第 5 3 条の 1 0 準用))

- ① サービスの提供により事故が発生した場合は、市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。
- ③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

【ポイント】

- ・ 事故が生じた場合の対応方法については、事故対応マニュアル等を作成するなどあらかじめ定めておくことが望ましいです。
- ・ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うために、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しておくことが望ましいです。
- ・ 事故が発生した場合には、その原因を解明し、同種の事故の再発を防ぐための対策を講じる必要があります。
- ・ 事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）、現状を放置しておくとし介護事故に結びつく可能性が高いものについては事前に情報を収集し、未然防止策を講じる必要があります。
- ・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備が必要です。

(例) ・ 介護事故等について報告するための様式を整備する。

- ・ 様式に従って報告された事例を集計し、分析する。
- ・ 介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ再発防止策を検討する。
- ・ 報告された事例及び分析結果、再発防止策を職員に周知徹底する。
- ・ 再発防止策を講じた後にその効果について評価する。

介護サービスの提供による事故等発生時の本市への報告について

1 対象となる事業所・施設

居宅サービス事業所、地域密着型（介護予防）サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、通所サービスの設備を利用し宿泊サービスを実施している事業所、住宅型有料老人ホーム、介護予防・生活支援サービス事業

（※①事業所・施設（以下「事業所等」という。）が市外に所在するが、利用者が名古屋市民である場合、②事業所等が市内に所在するが、利用者が名古屋市民ではない場合も報告を要する）

2 本市への連絡が必要な事故等

以下の事故については、原因の如何にかかわらず、全て本市に連絡する。また、感染症など、複数の事業所等で発生した場合は、それぞれの事業所等ごとに報告する。

区分	内容
対人(利用者)事故	介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者が死亡した場合（※）、医療機関における治療を必要とした場合（ <u>軽微な治療（湿布の貼付、軽易な切り傷への消毒実施など）は除く</u> ）、利用者トラブルが発生した場合、利用者等に賠償金等を支払った場合又はエスケープ
対物事故	介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者等の保有する財物を毀損若しくは滅失したため賠償金等を支払った場合（代わりの物を購入した場合も含む）、利用者等の個人情報が発生した場合又は利用者等とトラブルが発生した場合
感染症の発生	介護サービスの利用者が食中毒又は結核等の感染症に罹患した場合、又は、疥癬、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症が事業所等内で発生し、利用者等が罹患した場合。具体的には、①事業所等全体で療養中の方が同時に10名以上罹患した場合、②1ユニットのうち半数以上が罹患した場合、③感染症による死亡者が発生した場合、④その他事業所等の運営に重大な支障を来すおそれがあり、管理者が報告を必要と認めた場合。

※ 介護サービスの提供に伴い発生した事故によらない病死の場合は「感染症の発生」を除いて報告不要

3 本市への連絡方法

前記2に該当する事故が発生した場合は、別紙「事故報告書」「事故報告書（食中毒又は感染症用）」に必要事項を入力の上、5日以内を目安に「NAGOYAかいごネット」の事故報告書のページからロゴフォームにて報告を行うものとする。

なお、別紙「事故報告書」により難しい場合は、事業所等において定めた所定の様式に代えることもできるが、別紙「事故報告書」の項目を含めること。

※様式に記載しきれない場合や付属の資料等がある場合は、あわせて添付し、ご提出ください。

※報告用ロゴフォームおよび事故報告書の様式は「NAGOYAかいごネット」に掲載されています。
(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shido/jikohokoku.html>)

4 本市の連絡先

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜 8 階

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室

FAX 052-959-4155

問合せ先	サービスの種類	電話番号
	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護	052-959-2592
	上記以外のサービス事業所	052-959-3087

5 留意事項

事故が発生した場合は、本市への連絡を行う前に、速やかに利用者の家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施すこと。

【事故報告書の様式】

以下の様式は、本市介護保険ホームページ「NAGOYAかいごネット」からダウンロードできます。

事故報告書（事業者→名古屋市）														
※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、5日以内を目安に提出すること ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること ※第1報の時点で事故処理が終了している場合は、1から8（必要に応じて9）までを記載した第1報をもって最終報告とすることができる														
☐ 第1報 ☐ 第__報 ☐ 最終報告 ※第1報=最終報告になる場合は第1報及び最終報告にチェックしてください。										提出日：西暦 年 月 日				
1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）												
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日						
2 事業 所の 概要	法人名													
	事業所（施設）名									事業所番号				
	サービス種別													
	所在地													
	連絡先（TEL）	（ ） —				担当者氏名								
3 対 象 者	氏名・年齢・性別 被保険者番号・生年月日	氏名				年齢			性別：	☐ 男性 ☐ 女性				
		被保険者番号				生年月日	西暦		年		月		日	
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者					
	住所	（ ） ☐ 事業所所在地と同じ												
	身体状況	要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 事業対象者 ☐ 自立											
		認知症高齢者 日常生活自立度	☐ I ☐ II a ☐ II b ☐ III a ☐ III b ☐ IV ☐ M											
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃（24時間表記）		
	発生場所	☐ 居室（個室） ☐ 居室（多床室） ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他（ ） ☐ 不明												
		事故の種別	☐ 転倒 ☐ 異食・誤飲 ☐ 対物（毀損・減失物） ☐ 不明 ☐ 転落 ☐ 誤薬・与薬もれ等 ☐ 無断外出 ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連（チューブ抜去等） ☐ その他（ ）											
			発生時状況、事故内容の詳細											
	その他 特記すべき事項													

5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応										
	受診方法	☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診 (外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他 ()									
	受診先	医療機関名					連絡先(電話番号)				
	診断名										
	診断内容	☐ 切傷・擦過傷 ☐ 火傷 ☐ 皮膚剥離 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折 ☐ その他 ()									
	受傷部位										
	検査、処置等の概要										
6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他 ()								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名 () 警察署名 () 名称 ()									
	本人、家族、関係先 等 への追加対応予定										
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分 析)	(できるだけ具体的に記載すること)										
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対 応、 再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)										
9 その他 特記すべき事項											

感染症の発生は「事故報告書（食中毒又は感染症用）」にて報告してください。

事故報告書（食中毒又は感染症用）

☐ 第一報

☐ 第二報

☐ 最終報告

令和 年 月 日

（あて先） 名古屋市健康福祉局介護保険課長

食中毒又は感染症の発生について、下記のとおり報告します。

1 事業所又は施設の詳細

サービスの種類	事業所（又は施設）所在地	
事業所番号	事業所（又は施設）名称	法人名

2 疾患名

3 報告理由（事業所全体で10名以上が罹患したため 等）

事業所全体で全利用者の半数以上が罹患した場合

4 対象者

入所者		人中		人（うち入院者		人）
利用者（入所以外）		人中		人（うち入院者		人）
職員		人中		人（うち入院者		人）

5 発生日（最初に患者が発生した日）

西暦	年	月	日

6 発生者の主な症状

☐ 下痢 ☐ 嘔吐 ☐ 腹痛 ☐ 発熱 ☐ 咳、咽頭痛、鼻水
☐ 発疹、皮膚の異常 その他（ ）

7 発生の経緯

8 事業所又は施設の措置、対応（施設運営の内容変更、保健所の指示 等）

管理者氏名： 連絡先（TEL（ ） — ）

※本様式で全ての内容が記載できない場合は、本様式に別紙を添付し報告すること。

(14) 虐待の防止

(居宅基準省令：第205条、216条(37条の2準用)介護予防基準省令第276条、289条(第53条の10の2準用))

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【ポイント】

- ・虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。
- ・虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。

イ 虐待の未然防止

- ・高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。
- ・同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。

ロ 虐待等の早期発見

- ・従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。
- ・また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。

ハ 虐待等への迅速かつ適切な対応

- ・虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとされています。

- ・虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

- ・虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理

者を含む幅広い職種で構成されます。

- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要です。
- ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。
- ・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。
- ・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。
- ・事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。
- ・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。
- ・虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。
 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針（第2号）

- ・「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。
 - イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
 - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 - チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
 - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号）

- ・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。
- ・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研

修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。

- ・研修の実施内容についても記録することが必要です。
- ・研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）

- ・虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。
- ・担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいとされています。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えないとされています。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任する必要があります。

（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

（15）会計の区分

（居宅基準省令：第205条、第216条（第38条準用） 介護予防基準省令：第276条、第289条（第53条の11準用））

- ① 事業者は、指定福祉用具貸与（福祉用具販売）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与（福祉用具販売）の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

【ポイント】

- ・介護保険指定事業所における具体的な会計の区分方法については「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）を参照してください。

（16）記録の整備

（居宅基準省令：第204条の2、第215条 介護予防基準省令：第275条、第288条）

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。記録の保存期間については、記録の種類に応じて次に掲げる期間の保存が必要です。

(1) 具体的なサービスの内容等の記録	サービスの提供の完結の日から5年間 ※名古屋市独自基準
(2) 福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画 (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 福祉用具の保管又は消毒の委託業務の実施状況の記録、委託業者へ改善指示を行った際の確認の記録 《貸与のみ》 (5) 市町村への通知に係る記録 (6) 苦情の内容等の記録	サービスの提供の完結の日から2年間

(7) 事故に係る記録	
【ポイント】 ・提供の完結の日とは、契約の終了、施設への入所等により利用者へのサービス提供が終了した日のことです。 ・データにより記録を保存する場合は、バックアップを備えデータを亡失しないよう留意してください。	

(17) 電磁的記録等

(居宅基準省令：第217条、介護予防基準省令第293条)

- ① 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、居宅基準省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。
(被保険者証に関するものを除く。)
- ② 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結、その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、居宅基準省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

【ポイント】

《電磁的記録について》

事業者及びサービスの提供に当たる者等は、居宅基準省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができます。

- イ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- ロ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- ハ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、イ及びロに準じた方法によること。
- ニ 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

《電磁的方法について》

事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができます。

- イ 電磁的方法による交付は、6ページの電磁的方法の規定に準じた方法によります。
- ロ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。
- ハ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ま

しいこととされています。なお、「押印についてのQ & A」を参考にしてください。

ニ その他、居宅基準省令において電磁的方法によることができるとされているものは、イからハまでに準じた方法によります。ただし、居宅基準省令又は老企第25号の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこととします。

ホ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

V 名古屋市の独自基準について

○条例化された主な本市独自基準の概要

指定基準については、基本的に厚生労働省の定める基準省令に準拠しますが、以下について本市独自の基準となります。

1 記録の保存期間の延長 【居宅基準条例第2条、介護予防基準条例第2条】

「サービスの提供記録」について、その保存期間を5年と定めました。

- * 基準省令上は、記録の整備として、各種の記録の保存期間を2年としているところですが、名古屋市の条例では、各種の記録の内、「サービスの提供記録」についてのみその保存期間を5年間に延長しました。これは、サービスの質の確保及び介護報酬の返還に対応するためのものです。
- * 条例の施行期日時点において、既に完結している記録には適用されません。ただし、条例の施行期日以降に完結するサービスの提供の記録に関する書類は5年の保存が必要となります。

＝ サービスの提供記録とは？ ＝

介護報酬を請求するにあたり、その請求内容を挙証する資料を指します。

介護報酬請求後において、保険者からの求めにより請求内容の自主点検等が必要となった場合に、その請求内容の確認が適切に行える資料を残すよう心がけてください。

2 暴力団の排除 【居宅基準条例第4条、介護予防基準条例第4条】

介護事業の運営に際し、名古屋市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団を利してはならないことと規定しました。

暴力団を利することとは、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員と資材・原材料の購入契約を締結することなどが考えられます。

本市が条例において規定した独自の基準も満たしていなければ、名古屋市内において、介護事業者としての指定を受けることもできませんし、事業者指定後6年ごとに行う指定の更新を受けることもできません。

Ⅵ 介護報酬の算定について

1 貸与価格の上限設定等

・商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限が平成30年10月から設定されています。新商品については3月に1度の頻度で上限設定を行います。なお、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されません。

・商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定については3年に1度の頻度で見直しを行います。ただし見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととします。

※全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定は、月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品について適用されます。

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先（厚生労働省ホームページ）

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

<関連通知>

・福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/122.pdf>

・平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000342263.pdf>

(別紙URL : http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/pdf/02_tebiki200401.pdf)

2 高齢者虐待防止措置未実施減算 〈老企36第2の9(1)〉

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、以下の虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者を対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することになります。

※福祉用具貸与は、令和9年3月31日までの間、減算は適用されません。

特定福祉用具販売は、減算対象外となります。

【国Q&A】令和6年4月改定関係Q&A (vol. 1) (令和6年3月15日)

(問167)

Q : 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

A : 減算の適用となる。

なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

(問168)

Q：運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

A：過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

(問169)

Q：高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

A：改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

3 業務継続計画未策定減算 〈老企36第2の9(2)〉

業務継続計画未策定減算については、以下の基準を満たさない場合に、利用者全員について所定単位数の1/100に相当する単位数を減算しなければなりません。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数から減算することになります。

※福祉用具貸与は、令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。

特定福祉用具販売は、減算対象外となります。

【国Q&A】令和6年4月改定関係Q&A（vol. 1）（令和6年3月15日）

(問166)

Q：行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

A：業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。

また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

(問7)

Q：業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

A：感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

4 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費

① 軽度者に係る福祉用具貸与費の算定

軽度者（要支援1・2、要介護1）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。なお「自動排泄処理装置」については要支援1から要介護1に加え、要介護2・3の者も軽度者となることに留意すること。（ただし、自動排泄処理装置のうち、尿のみを自動的に吸引する機能のものは要介護認定区分を問わず、貸与が可能であり、例外給付の対象ではない。）

しかしながら「厚生労働大臣が定める者等」（利用者等告示第31号のイ）で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、② 算定可否の判断方法のとおりとされている。

② 算定可否の判断方法（フロー図参照）

(1) 原則として要介護認定に係る基本調査結果を用い、表1の定めるところにより算定可否を判断する。

(2) ただし、車いす及び車いす付属品では、表1のアの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、又、移動用リフトでは、オの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断する。

※この判断の見直しについては、居宅（介護予防）サービス計画に記載された必要理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う。

(3) また、(1)にかかわらず、次のⅠ)からⅢ)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。

※この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員（担当職員）が聴取した居宅（介護予防）サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- II) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- III) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
(ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。

	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

※軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認の有効期間の終期について

確認の有効期間については、終期を設けていないため、確認された福祉用具貸与を継続して受ける場合に限り、確認申請書を再提出する必要はありません。ただし、以下の点に注意の上、取扱いに間違いがないようお願いします。

（福祉用具貸与が特に必要な理由の見直し）

- ①確認された福祉用具貸与を継続する為には、福祉用具貸与が特に必要である旨の判断について、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う必要があります。
- ②少なくとも、以下の場合については、「医師の医学的な所見」及び「サービス担当者会議等」により福祉用具貸与が特に必要である旨の判断を行うことが必要です。
 - ・要介護（要支援）更新認定を受けた場合
 - ・要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受けた場合
- ③見直しの結果、確認申請書の「2 福祉用具を必要とする理由」のいずれにも該当しなくなった場合、あるいは「3 確認を必要とする福祉用具及び該当する状態像」のいずれにも該当しなくなった場合、非該当と判断した日の属する月の月末を確認の有効期間の終期として取り扱います。

（上記の必要な理由の見直しの記録）

- ④上記の必要な理由の見直しについては、必ずその結果を記録してください。
- ⑤保険者等により行われる実地調査等の結果、「医師の医学的な所見」が確認できない場合や、「サービス担当者会議等」の確認ができない場合は、保険給付の返還を求めることがあります。

(確認申請書の再提出が必要な場合)

- ⑥確認されていない種目の福祉用具貸与が必要になった場合は、新たに確認申請書の提出が必要になります。
- ⑦③に該当した場合、新たに福祉用具貸与を行うためには、再度確認申請書の提出が必要になります。
- ⑧確認申請書は、居宅介護（介護予防）支援事業所ごとに有効となります。事業所が変わった場合は、当該居宅介護（介護予防）支援事業所として新たに確認申請を行う必要があります。
- ⑨⑥・⑦・⑧とも、確認の有効期間の開始日は確認申請書提出日の前月応答日まで遡及できるものとします。

【フロー図】

軽度者(要支援1・2、要介護1・(注)2・3)に対する福祉用具貸与について

(注) 自動排泄処理装置については要介護2・3も軽度者となる

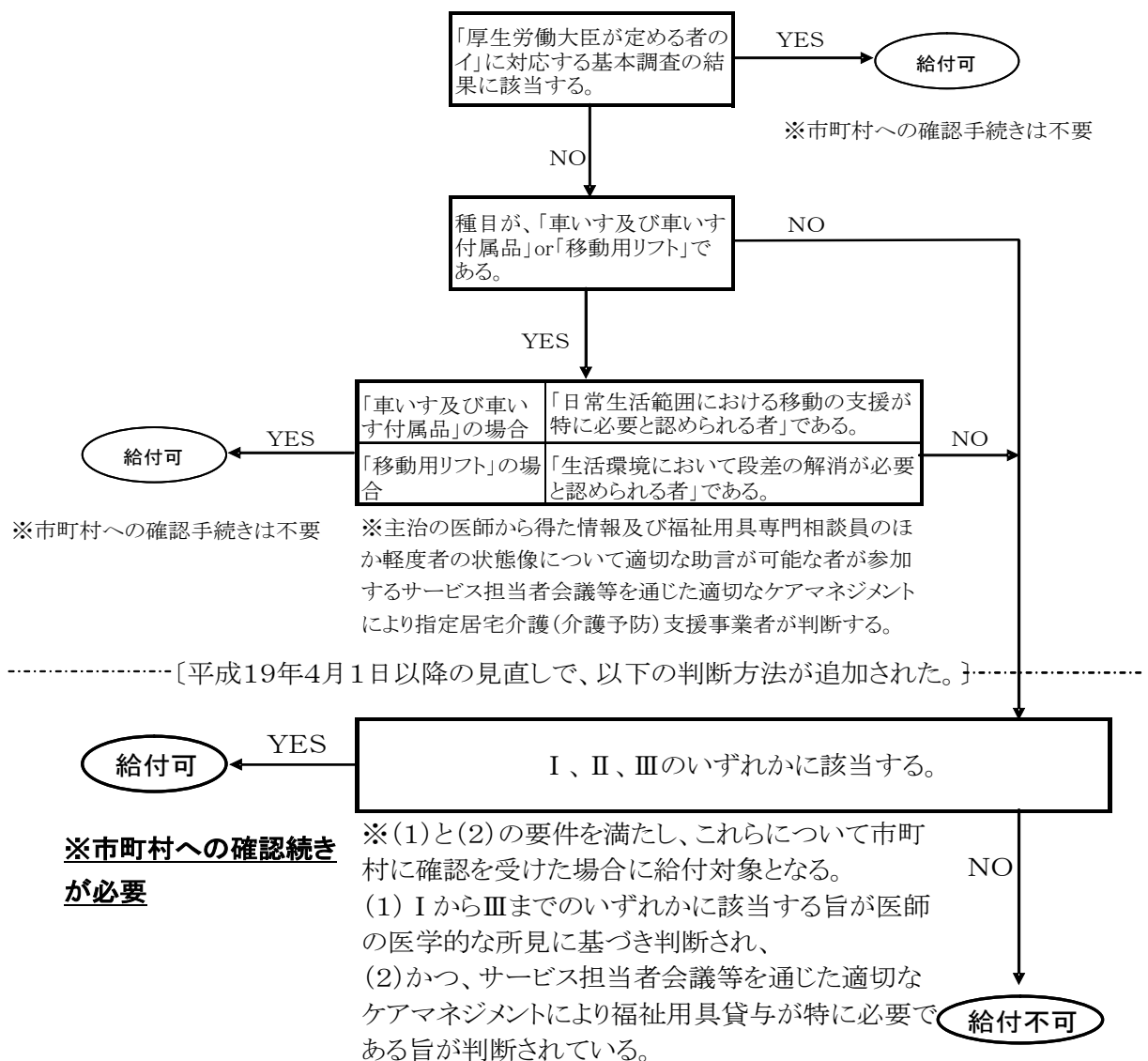
◎福祉用具貸与の給付要件

①					
車いす 及び 車いす 付属品	特殊寝台 及び 特殊寝台 付属品	床ずれ 防止用具 及び体位 変換器	認知症 老人徘徊 感知器	移動用 リフト	自動排泄 処理装置 (※)
給付要件：表1に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。					

(※) 尿のみを自動的に吸引するものを除く

②			
手すり	スロープ	歩行器	歩行補助 つえ
給付要件：なし→保険給付可能			

◎①の種目に係る福祉用具貸与の判断手順



【参考】確認申請書

軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請書	
令和 年 月 日	
(あて先) 名古屋市 区長	
事業所名[事業者番号] []	
事業所所在地(〒 -)	
事業所代表者名	
事業所TEL () -	
下記により、福祉用具貸与費の例外給付につき確認をお願いします。 該当する□にレ点を記入	
1	(氏名) (被保険者番号) (要介護度) □要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3
2	福祉用具を必要とする理由 □ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に3の状態像に該当する。 □ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに3の状態像に該当するに至ることが確実に見込まれる。 □ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から3の状態像に該当すると判断できる。
3	確認を必要とする福祉用具及び該当する状態像 □ 車いす及び重いつけ用品 □ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 □ 床ずれ防止用具 □ 体位変換器 □ 認知症老人徘徊感知機器 □ 移動用リフト(つり具の部分を除く。) □ 自動排泄処理装置(ただし、尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く) □ 日常的に歩行が困難な者 □ 日常的に起き上がりが困難な者 □ 日常的に寝返りが困難な者 □ 日常的に寝返りが困難な者 □ 意思の伝達、介助者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があり、かつ移動において全介助を必要としない者 □ 日常的に立ち上がりが困難な者 □ 移動が一部介助又は全介助を必要とする者 □ 排便が全介助を必要とし、かつ移乗が全介助を必要とする者
4	2の福祉用具を必要とする理由を確認した方法 □主治医意見書 □医師の診断書等(主治医連絡票を含む) □医師から所見を聴取
5	サービス担当者会議開催日 年 月 日
添付書類:①居宅(介護予防)サービス計画書、②サービス担当者会議の記録、③福祉用具を必要とする理由が確認できる書類 ※ ①: 居宅サービス計画書は国の標準様式(第1表、第2表)に、介護予防サービス計画書は国の標準様式(介護予防サービス・支援計画書)に該当する書面。「医師の所見」「医師氏名」「当該福祉用具貸与が特に必要な理由」が記載されているものが必要。 ※ ②: 国の標準様式(第4表)に該当する書面。介護予防の場合は、国の標準様式(介護予防支援経過記録)に該当する書面。やむを得ない理由によりサービス担当者会議を開催せず、担当者に対する照会等により意見を求めた場合は、「開催日(照会日・回答日)」「出席者(回答者)」「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容(照会内容・回答内容)」が記載されているものが必要。 ※ ③: 主治医意見書及び医師の診断書等(主治医連絡票を含む)による場合は、その写しに福祉用具を必要とした理由を確認した箇所が分かるようにラインマーカーの上、提出してください。また、医師から所見を聴取した場合は、聴取日時、聴取方法(TEL、面接等)、聴取内容、医師氏名が記録された書面を提出してください。 ◆ 自動排泄処理装置について、尿のみを自動的に吸引する機能のものは軽度者の例外給付の対象ではありませんが、便を自動的に吸引する機能のものが要支援1から要介護3まで軽度者の例外給付の対象となることに注意してください。	
令和 年 月 日	
上記内容につき、添付書類により例外給付の要件(確認不可の種目は除く)を確認しました。	
名古屋市 区長 印	
確認の有効期間 年 月 日 ~ 終期については別紙のとおりとなります。 ※ 下記のとおり確認不可の種目は除きます。 確認不可の種目 (確認不可の種目とその理由)	

福祉課長	高齢福祉係

本件、上記の通り決定し、通知してよろしいか。

起案日 令和 年 月 日

決定日 令和 年 月 日

※いきいき支援センターが委託した居宅介護支援事業所が変更する場合等に係る
取り扱いについて

＜確認申請書の再提出の要否＞

①要支援（いきいき支援センターは変更しない）の場合

変更前居宅介護(予防) 支援事業所	変更後居宅介護(予防) 支援事業所	確認申請書の 再提出の有無
いきいき支援センター	委託先居宅介護支援 事業所 A	不要
委託先居宅介護支援 事業所 A	いきいき支援センター	不要
委託先居宅介護支援 事業所 A	委託先居宅介護支援 事業所 B	不要

※いずれも変更前居宅介護(予防)支援事業所から確認申請書が提出されている前提。

※いきいき支援センターが変更になる場合は、確認申請書の提出が必要。

②要支援→要介護の場合

変更前居宅介護(予防) 支援事業所	変更後居宅介護支援 事業所	確認申請書の 再提出の有無
いきいき支援センター	居宅介護支援事業所 A	必要
委託先居宅介護支援 事業所 A	居宅介護支援事業所 A	不要
委託先居宅介護支援 事業所 A	居宅介護支援事業所 B	必要

※いずれも要支援時の居宅介護(予防)支援事業所から確認申請書が提出されている前提。

③要介護→要支援の場合

変更前居宅介護支援 事業所	変更後居宅介護(予防) 支援事業所	確認申請書の 再提出の有無
居宅介護支援事業所 A	いきいき支援センター	必要
居宅介護支援事業所 A	委託先居宅介護支援 事業所 A	不要
居宅介護支援事業所 A	委託先居宅介護支援 事業所 B	必要

※いずれも要介護時の居宅介護支援事業所から確認申請書が提出されている前提。

★①において、いきいき支援センターからの委託を終了する場合、いきいき支援センターが確認申請書を提出していても、居宅予防支援事業所からの確認申請書の再提出が必要です。

変更前（確認申請書提出）	変更後	委託終了後	確認申請書再提出の有無
いきいき支援センター	委託先居宅介護支 援事業所 A	居宅予防支援事業所 A	必要

5 複数の福祉用具を貸与する場合の価格

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め市長に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能となりました。その運用方法については、次のとおりです。

○複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。

○減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

○減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料(以下「単品利用料」という。)に加え、減額の対象とする場合の利用料(以下「減額利用料」という。)を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

○減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)(以下、「指定基準」という。)等に規定するとおり運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

○減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol. 2)」(平成15年6月30日事務連絡)にて示されている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

○利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

○居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

○その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

【国Q & A】平成27年4月改定関係Q & A (vol. 1)

○複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

Q 運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

A 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程の目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

6 他のサービスとの関係

○ 利用者が次のサービスを利用している間は、福祉用具貸与費は算定できません。

- ・(介護予防)特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者については算定が可能ですが、これは、一時的に利用者が短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合は、その期間も含めて福祉用具貸与の算定が可能であるということであり、短期入所生活介護等の事業所内で福祉用具貸与によりレンタルした用具を利用することを認めたものではありません。

よって、暦月で1か月を超えて短期入所サービスや通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所での宿泊サービス(自費サービス)を利用する場合は、福祉用具貸与を中止すべきものと考えます。

7 居宅介護福祉用具購入費支給限度額について

同一年度(4月1日からの12月間)における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は10万円です。

8 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められる場合

○ 毎年4月1日からの12月間において、当該購入した特定福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く)をすでに購入しており、かつ居宅介護福祉用具購入費(介護予防福祉用具購入費)が支給されている場合は、居宅介護福祉用具購入費(介護予防福祉用具購入費)は支給できません。

○ ただし、すでに購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他の特別の事情がある場合であって、市町村が居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合は、この限りではありません。

福祉用具の種目

○福祉用具貸与

- ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（厚告93）
- ・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（老企34）

1 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

① 自走用標準型車いす

→日本工業規格（JIS）T9201：2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む）。また、自走用スポーツ型及び、自走用特殊型のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

→日本工業規格（JIS）T9203：2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

→日本工業規格（JIS）T9201：2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。また、日本工業規格（JIS）T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと「一体的に使用されるもの」に限る。

※「一体的に使用されるもの」…車いすの貸与に併せて貸与される付属品又はすでに利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品

① クッション又はパッド

→車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のもの。

② 電動補助装置

→自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するもの。

③ テーブル

→車いすに装着して使用することができるもの

④ ブレーキ

→車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するもの。

3 特殊寝台

「サイドレール」が取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。

1 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

2 床板の高さが無段階に調整できる機能

※「サイドレール」…利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なもので、安全の確保に配慮されたもの。

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と「一体的に使用されるもの」に限る。

※「一体的に使用されるもの」…特殊寝台の貸与に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品

① サイドレール

→特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なもので、安全の確保に配慮されたもの。

② マットレス

→特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するもの。

③ ベッド用手すり

→特殊寝台の側面に取付けが可能であり、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするもの。

④ テーブル

→特殊寝台の上で 사용할 ことができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるもの。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

→滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであり、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるもの。

⑥ 介助用ベルト

→居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助用ベルト」は除かれる。

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

1 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

2 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的としたもの。

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

- ・ 空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるもの(起き上がり補助装置を含む)。
- ・ 専ら体位を保持するためのものは除く。

※ 安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用は行わない等の留意が必要です。

7 手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。→特殊寝台付属品(ベッド用手すり)は除く。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

- ・ 個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものを除く。

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む「把手等」を有するもの。
- 2 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。

※「把手等」…手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類

※「体の前及び左右を囲む把手等を有する」…

- ・ 把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。
- ・ ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。
- ・ 把手の長さについては、要介護者等の身体状況により異なるものであり長さは問わない。
- ・ なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以外の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第5条の2に規定する認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。)である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。

- ・ 認知症である老人が徘徊し、屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの(離床センサーを含む)。
- ・ 2つ以上の機能を有する福祉用具について

福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

※認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通院機能の価格を転嫁する等の行為は認められません。

12 移動用リフト(つり具の部分は除く)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

① 床走行式

→つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意してください。

② 固定式

→居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

→床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)

13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するものの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

○特定福祉用具販売

- ・ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具販売の種目（厚告94）
- ・ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（老企34）

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

3 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。

専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 入浴用椅子…座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの
- ② 浴槽用手すり…浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
- ③ 浴槽内椅子…浴槽内に置いて利用することができるもの
- ④ 入浴台…浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるもの
- ⑤ 浴室内すのこ…浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの
- ⑥ 浴槽内すのこ…浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの
- ⑦ 入浴用介助ベルト…居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの

5 簡易浴槽

「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

※「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」

…硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、居室において必要があれば入浴が可能なもの

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

7 スロープ

段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。

- ・ 主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

8 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの

- ・ 脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

9 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。